

各都道府県ミニバスケットボール連盟
理事長様

日本ミニバスケットボール連盟

ミニバスケットボールの加盟登録規定についての方針（確認）

（平成24年3月28日全国理事会で確認された内容）

1，日本ミニバスケットボール連盟のねらい

「チームに所属した子どもに可能な限り多くのゲームに参加させること。」
「子どもたちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。」
「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するようはかること。」

2，加盟規定第2条2項④チームは単独の内容

- (1) 単一学区児童で構成されたチームを原則とする。
- (2) 単一学区児童のみでは活動できない場合のみ近隣の同一条件校との合体（連合）を認める。
- (3) 他学区にチームが普及していない場合等、諸条件が地域によって違いがあるため上記（1），（2）をそのまま当てはめることができない場合も多い。

その際、1，の日本ミニバスケットボール連盟のねらいをもとに加盟の適否を判断する。

連合チームの場合の学校別、学年別人数と連合の経緯、適否等について十分考慮されることが望ましい。また、加盟登録は、活動しているチームを構成している全員を対象としている。

※この（1），（2）の理念を基に（3）の内容も考え、各都道府県ミニバスケットボール連盟は日本ミニバスケットボール連盟に登録する。

3，日本ミニバスケットボール連盟への加盟登録

各都道府県ミニバスケットボール連盟は、上記の確認に基づいてチーム作りを指導し、登録段階において十分責任をもって点検し、日本ミニバスケットボール連盟に6月末までに登録すること。

以上